



茨城県報 第1120号

平成11年12月20日

月 曜 日

目 次

告 示

●医療機関の指定及び廃止 (厚生指導課)	1	ページ
●農作物共済及び蚕繭共済に適用する当然加入基準の一部改正 (農業経済課)	3	
●土地収用法による事業の認定 (用地課)	4	
●公有水面の埋立ての竣功の認可 (港湾課)	4	
●事業計画の変更の認可 (5件) (下水道課)	5	
●更生換地処分の届出 (土地改良事務所)	8	
●土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)	8	

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し.....	9
-----------------------	---

(選挙管理委員会)

●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数.....	9
--	---

公 告

●北浦複合団地造成事業に係る環境影響評価書 (環境政策課)	11
●県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)	12
●地籍調査の成果認証 (農村環境課)	12
●開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課)	12
●道路の位置の指定 (建築指導課)	13
●建築協定の認可 (建築指導課)	13

告 示

茨城県告示第1291号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
(0113167) 兼子内科クリニック	水戸市上水戸1-7- 25	029 (222) 5511	内・ア・呼・循・ 消・小・放	兼 子 裕 一	11. 11. 1	指 定
(0113217) 高安内科循環器科クリニック	水戸市河和田町4405- 12	029 (257) 8110	内・循	高 安 徹 雄	11. 11. 1	指 定
(0311647) 高津クリニック	土浦市中高津2-1099- 5	0298 (35) 0333	内・外・消	稲 垣 宏	11. 11. 1	指 定

(医療機関コード) 名称	所在地	電話 番号	診療科目	開設者	指定等 年月日	区分
(0810630) うちだ 医院	竜ヶ崎市貝原塚町1776	0297 (64) 8821	内・消・皮・小	内 田 直 孝	11. 8. 1	指 定
(3110715) 希 望 ヶ 丘 ひ き ク リ ニ ッ ク	東茨城郡美野里町中台 843 - 10	0299 (36) 8101	内・胃・肛・外・ 小・リハ	比 気 利 康	11. 11. 1	指 定
大原神経科水戸診療所	水戸市大工町2 - 7 - 14			医療法人日立渚会	11. 10. 30	廃 止
(0113233) 大原神経科水戸診療所	水戸市大工町2 - 1 - 7 プレアデス101	029 (221) 7012	精・神	医療法人日立渚会	11. 11. 1	指 定
佐々木胃腸科外科	日立市折笠町564 - 2			佐々木 栄 一	11. 10. 31	廃 止
(0211391) 佐々木胃腸科外科	日立市折笠町564 - 2	0294 (43) 0333	胃・外・内・整	医療法人佐々木胃 腸 科 外 科	11. 11. 1	指 定
湯 本 病 院	結城郡八千代町栗山23 8			湯 本 克 彦	11. 10. 11	廃 止
(4210274) 湯 本 病 院	結城郡八千代町栗山23 8	0296 (48) 1181	外・消・肛・整・ 脳神外・麻・循・ 内・小	医療法人克寿会	11. 10. 12	指 定
吉 田 医 院	石岡市国府2 - 5 - 22			吉 田 久 昭	11. 11. 30	廃 止
(0132858) みずき 歯科 医院	水戸市河和田1152 - 3	029 (252) 4158	歯・小歯	手 島 弘 枝	11. 11. 1	指 定
(3831167) は し む ら 歯 科	稲敷郡江戸崎町蒲ヶ山 字後原21 - 53	0298 (40) 5522	歯・小歯	橋 村 弟 子	11. 11. 1	指 定
(2230270) 野 原 歯 科 医 院	鹿島市平井1180 - 29	0299 (84) 0995	歯	野 原 茂	11. 11. 1	指 定
南 町 歯 科	水戸市南町1 - 3 - 36			林 尚 徳	11. 11. 18	廃 止
(0132882) 南 町 歯 科	水戸市南町1 - 3 - 36 志村ビル5階	029 (233) 6448	歯・小歯	医 療 法 人 社 団 会 相 栄 会	11. 11. 19	指 定
六 本 堂 歯 科	土浦市荒川沖東2 - 4 - 1			金 子 夕 起 子	11. 10. 31	廃 止
(0331583) 六 本 堂 歯 科	土浦市荒川沖東2 - 4 - 1	0298 (42) 8183	歯・小歯・矯歯・ 歯口外	金 慶 洋	11. 11. 1	指 定
千ヶ崎 歯科 医院	行方郡北浦町小幡612 - 1			千ヶ崎 乙 文	11. 10. 31	廃 止
(3730658) 千ヶ崎 歯科 医院	行方郡北浦町小幡612 - 1	0291 (35) 1727	歯	医 療 法 人 社 団 会 佑 文 会	11. 11. 1	指 定

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	電 話 番 号	診 療 科 目	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
河 和 田 ファミリー歯科	水戸市河和田町1152 - 3			濱 中 利 行	11. 9. 16	廃 止
(3640780) ヴィクトリー薬局 五 郎 台 店	鹿島郡神栖町深芝南2 - 11 - 15	0299 (90) 0077	調 剤	(有) ソ ニ ッ ク	11. 12. 1	指 定
(3840455) ダ ル マ 薬 局 中 央 店	稲敷郡阿見町中央4 - 8 - 31	0298 (91) 1193	調 剤	(有)ダ ル マ 薬 局	11. 12. 1	指 定
アリス調剤薬局	下館市玉戸1049 - 2			(有)ア リ ス 調 剤	11. 10. 31	廃 止
(0640437) アリス調剤薬局	下館市玉戸1049 - 2	0296 (28) 8566	調 剤	(株) ひ か り	11. 11. 1	指 定
スルガヤ薬局	東茨城郡大洗町磯浜町 753			高 木 弘 之	11. 11. 14	廃 止
(3140500) スルガヤ薬局	東茨城郡大洗町磯浜町 727	029 (267) 2324	調 剤	(有)ス ル ガ ヤ 薬 局	11. 11. 15	指 定

茨城県告示第1292号

昭和55年2月7日茨城県告示第207号で告示した農作物共済及び蚕繭共済に適用する当然加入基準の一部を次のように改正する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

本文中「, 麦」を「及び麦」に, 「, 晩秋蚕繭」を「及び晩秋蚕繭」に改める。

表中

行方農業共済組合 牛 堀 町 霞南農業共済組合 阿見町農業共済組合 常南農業共済組合 常総農業共済組合 県南農業共済組合 東村農業共済組合 筑西地方農業共済組合 関 城 町 協 和 町 の 区 域	を	北鹿島農業共済組合 南鹿島農業共済組合 行方農業共済組合 稲敷地方農業共済組合 県南地方農業共済組合 茨城南部農業共済組合 土浦地方農業共済事務組合 石岡地方農業共済事務組合 つくば市筑波農業共済組合 筑南農業共済組合 つ く ば 市 筑西地方農業共済組合 県西地方農業共済組合 結城地方農業共済組合 鬼怒地方農業共済事務組合 猿島地方農業共済組合 岩井市農業共済組合	に改める。
---	---	--	-------

茨城県告示第1293号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称
北浦町
- 2 事業の種類
(仮称) 北浦町立学校給食センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
茨城県行方郡北浦町内宿字鰻谷地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
北浦町役場



茨城県告示第1294号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、常陸那珂港内の公有水面埋立てについては、次のとおり竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成11年12月20日

常陸那珂港港湾管理者の長

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 竣功認可年月日
平成11年12月13日
- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表者
取締役社長 南 直 哉
東京都中央区銀座6丁目15番1号
電源開発株式会社
代表者
取締役社長 杉 山 弘
- 3 埋立区域の位置
茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番4, 768番5, 768番8のそれぞれの地先及び768番1に接する海浜地地先の公有水面
- 4 埋立区域の区域及び面積
第1工区のA部 -
ア. 区 域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び ⑭の地点と⑮の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑭の地点 基点 国土地理院照沼三角点 (北緯36度26分05秒, 東経140度35分35秒) から

		96度22分51秒	2,684.07メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	90度00分00秒	215.00メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	00度00分00秒	490.00メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	90度00分00秒	485.20メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	180度00分00秒	515.00メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	270度00分00秒	700.20メートルの地点

イ. 面積

255,218.98平方メートル

5 免許の年月日及び番号

平成5年3月29日 港指令第19号

6 関係図書を備え置く市町村

東海村

茨城県告示第1295号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

牛久市

2 都市計画事業の種類及び名称

龍ヶ崎・牛久都市計画下水道事業牛久市公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年2月9日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和51年2月9日茨城県告示第135号, 昭和52年9月1日茨城県告示第985号, 昭和60年3月25日茨城県告示第488号, 昭和60年10月17日茨城県告示第1425号, 昭和62年8月31日茨城県告示第525号, 昭和63年8月4日茨城県告示第1095号, 平成4年3月18日茨城県告示第422号, 平成7年6月12日茨城県告示第764号, 平成11年2月25日茨城県告示第205号の事業地のうち牛久市牛久町字大流の全部の区域を削り, 牛久市牛久町字大流の一部を加えた区域。

(2) 使用の部分

昭和51年2月9日茨城県告示第135号, 昭和52年9月1日茨城県告示第985号, 昭和60年3月25日茨城県告示第488号, 昭和60年10月17日茨城県告示第1425号, 昭和62年8月31日茨城県告示第525号, 昭和63年8月4日茨城県告示第1095号, 平成4年3月18日茨城県告示第422号, 平成7年6月12日茨城県告示第764号, 平成11年2月25日茨城県告示第205号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

牛久市田宮町字新山及び字百堂塚並びに柏田町字木崎, 字宅地添, 字殿山久保及び字四ツ谷並びに下根町字池

ノ台，字牛久保上及び字細谷上並びに岡見町字八軒の全部。

牛久市牛久町字南裏並びに田宮町字窪尻，字笹塚，字平及び字アマダ窪並びに城中町字大明神東及び字天王窪並びに柏田町字新田，字大日下，字大日後，字ダシ山，字台下道添，字中，字元屋敷及び字屋敷添並びに下根町字岡見鏡及び字堀尻並びに岡見町字一本榎，字上池台，字新堤，字谷畑，字天神台，字中宿，字なき，字原畑，字平五郎，字堀込，字道添，字山道及び字四ツ又並びに神谷一丁目，三丁目，四丁目及び五丁目並びにさくら台一丁目，二丁目及び三丁目の各一部。

茨城県告示第1296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

茎崎町

2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業茎崎町公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年10月8日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成元年茨城県告示第1218号のとおり。

(2) 使用の部分

平成元年茨城県告示第1218号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

茎崎町樋ノ沢字大砂，字台浦，字古屋敷，字屋敷浦，字大崎，字宮前，字池ノ台及び字池ノ淵並びに大井字三ツ沢，字郷山，字北沢，字立出シ，字新山，字清水頭，字西ノ砂，字正田塚，字西ノ窪及び字西ノ山並びに菅間字前山並びに房内字宅地付，字大入，字出口，字家口，字房前，字松浦及び字沼口並びに駒込，字駒込道並びに茎崎字融堀，字駒込道及び字茎崎下並びに大舟戸字大舟戸並びに富士見台の各全部の区域，並びに樋ノ沢字久保，字宮下，字杉の下及び字大井並びに大井字池向，字長峯，字上野，字池向，字上池，字西ノ原，字木口地，字木口地大縄場，字西ノ山，字橋本，字作兵工妻，字太平，字香取，字木口，字屋敷尻，字権現堂，字六反功及び字屋敷岸並びに菅間字出口山，字備山，字上宿，字西山，字下宿，字備久保，字上の房，字長者久保及び字前山並びに房内字入道祖神，字道祖神，字房本，字房入，字六枚方及び字フシ抜並びに駒込字境並，字駒込東，字駒込西，字駒込及び字融堀並びに茎崎字ノ切台，字天久保及び字永作並びに若栗字下塚，字細谷原，字地蔵山，字西坪，字地蔵原，字中妻道，字大神宮，字東坪，字割地及び字ハネコヘ並びに高見原三丁目並びに天宝喜字明神山並びに高崎字備久保，字長者久保，字後庵，字尾坪，字一ノ畑，字一本榎，字蒲綱，字沖蒲綱，字見之添及び字木口地並びに九万坪字新作及び字稻荷原並びに小山字小山，字融堀及び字海道並びに小茎字新山並びに上岩崎字狐塚，字日枝西，字日枝前，字細身道及び字寺久保並びに下岩崎大日後，字館山，字館山道，字古館，字鳥井木及び字鳥井木台並びに大舟戸字分免，字大舟戸台及び字細身道並びに泊崎字上定作，字北浦，字千泥，字八崎，字八崎下，字下定作及び字根らがの各一部の区域。

茨城県告示第1297号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

新利根町

2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷郡東部台都市計画下水道事業新利根町公共下水道

3 事業施行期間

平成元年12月4日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収容の部分

なし

(2) 使用の部分

「平成7年7月6日 茨城県告示第837号」の事業地に以下の字を追加する。

大字角崎字上町, 字南下町, 字上吉山, 字堂前, 字瀬々沼の各一部。

大字中山字後畑, 字中山, 字堂前, 字寺内, 字曾根, 字曾根合, 字乙新田の各一部。

茨城県告示第1298号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

河内町

2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷郡東部台都市計画下水道事業河内町公共下水道

3 事業施行期間

平成元年1月12日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収容の部分

なし

(2) 使用の部分

河内町生板字休台並びに長竿字中郷, 字上組, 字道場, 字愛宕町, 字小詰, 字下組及び字中組の全部の区域。

生板字堤内, 字堤外, 字北河原, 字新川淵, 字千箱, 字砂場, 字辰高, 字古新田, 字小川, 字北本田, 字幸谷前, 字久台及び字堤向並びに幸谷字北本田, 字辰高入及び字南本田並びに生板鍋子新田字五ノ割及び字生鍋並びに源清田字高畑, 字向小道, 字三石, 字古道, 字中曾根, 字広田, 字新橋, 字保村, 字遠下, 字堤外, 字鍋子, 字南本田, 字飛地, 字源清田及び字小巻並びに長竿字道場前後, 字荒社辺, 字寺地, 字不動免, 字保村, 字出戸, 字西ノ町宮後, 字小詰後, 字近下, 字小弓及び字長竿の各一部の区域。

茨城県告示第1299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

利根町

2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業利根町公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年2月19日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収容の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和51年茨城県告示第186号、昭和54年茨城県告示第1642号、昭和56年茨城県告示第727号、昭和57年茨城県告示第1197号、平成3年茨城県告示第418号、平成7年茨城県告示第1029号、平成10年茨城県告示第207号の事業地に茨城県北相馬郡利根町大字横須賀字竜貝、字四斗蒔及び新立並びに大字大房字川迎及び字氏神堤内並びに大字福木字五軒屋裏並びに大字中谷字切戸並びに大字立崎字中坪及び字下坪並びに大字立木字ノ切下並びに大字加納新田字上野原を加え、大字横須賀字二の耕地及び字引地前並びに大字押戸字南並びに大字立木字前並びに大字府川字新太、字太子堂及び字三番割並びに大字羽中字南及び字東並びに大字福木字新山裏通並びに大字中谷字伏見屋内並びに大字立崎字内前を変更する。

茨城県告示第1300号

平成11年11月24日付け水土改指令第6号をもって認可した北川根地区（全換地区）の更正換地計画については、北川根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成11年12月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

茨城県告示第1301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業大須賀津地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成11年12月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第52号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定による緊急自動車の指定及び指定取消しを次のとおり行ったので、茨城県道路交通法施行細則(昭和53年公安委員会規則第11号)第5条第2項の規定に基づき、告示する。

平成11年12月20日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3713	水戸800さ1629	三菱11年式	公共応急作業用	東京電力(株)茨城支店

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2542	水戸11み2948	三菱3年式	公共応急作業用	東京電力(株)茨城支店

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成11年12月20日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

- 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 46,914人
- 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 46,914人
- 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 781,886人
- 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|   |   |   |   |   |   |         |
|---|---|---|---|---|---|---------|
| 水 | 戸 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 64,290人 |
| 日 | 立 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 55,771人 |
| 土 | 浦 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 35,452人 |
| 古 | 河 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 15,754人 |
| 石 | 岡 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 13,946人 |
| 下 | 館 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 17,306人 |
| 結 | 城 | 市 | 選 | 挙 | 区 | 14,022人 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 龍ヶ崎市選挙区   | 19,082人 |
| 下妻市選挙区    | 9,413人  |
| 水海道市選挙区   | 11,073人 |
| 常陸太田市選挙区  | 10,641人 |
| 高萩市選挙区    | 9,193人  |
| 北茨城市選挙区   | 13,730人 |
| 笠間市選挙区    | 8,049人  |
| 取手市選挙区    | 22,575人 |
| 岩井市選挙区    | 11,536人 |
| 牛久市選挙区    | 19,052人 |
| つくば市選挙区   | 46,993人 |
| ひたちなか市選挙区 | 39,449人 |
| 東茨城郡南部選挙区 | 30,386人 |
| 東茨城郡北部選挙区 | 7,330人  |
| 西茨城郡選挙区   | 19,366人 |
| 那珂郡選挙区    | 35,631人 |
| 久慈郡選挙区    | 12,859人 |
| 鹿島郡選挙区    | 51,763人 |
| 行方郡選挙区    | 19,442人 |
| 稲敷郡選挙区    | 33,487人 |
| 新治郡選挙区    | 24,898人 |
| 筑波郡選挙区    | 10,918人 |
| 真壁郡選挙区    | 21,010人 |
| 結城郡選挙区    | 15,035人 |
| 猿島郡選挙区    | 35,870人 |
| 北相馬郡選挙区   | 14,400人 |
| 守谷町選挙区    | 12,177人 |

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 781,886人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙監理委員, 県監査委員及び県公安委員の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 781,886人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 781,886人

~~~~~

公 告

●北浦複合団地造成事業に係る環境影響評価書

茨城県から平成11年12月7日付けで北浦複合団地造成事業に係る環境影響評価書の提出を受けたので、茨城県環境影響評価条例(平成11年茨城県条例第7号)付則第2項の規定に基づき適用される茨城県環境影響評価要綱(昭和58年茨城県告示第591号)第13条の規定により次のとおり公告する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 関係地域

鹿島郡鉾田町大字串挽及び大字高田の区域並びに行方郡北浦町両宿、内宿、成田、三和、長野江及び次木の区域

2 対象事業の名称、種類及び内容の概要

- (1) 対象事業の名称 北浦複合団地造成事業
- (2) 対象事業の種類 茨城県環境影響評価要綱第2条第3項第6号に規定する工業団地等造成事業
- (3) 対象事業の概要 工業団地等の造成事業(施行区域の面積 約193ヘクタール)

3 対象事業の実施予定区域

行方郡北浦町内宿、成田、三和及び長野江の各一部の地域

4 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

茨 城 県

茨城県知事 橋 本 昌

水戸市笠原町978番6

5 環境影響評価書の縦覧期間、場所及び時間

(1) 縦覧時間

平成11年12月20日から平成12年1月24日まで(茨城県の休日を含める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

(2) 縦覧場所

場 所	所 在 地
茨城県生活環境部環境政策課	水戸市笠原町978番6
鹿島郡鉾田町総務課	鹿島郡鉾田町大字鉾田1444番地1
行方郡北浦町環境課	行方郡北浦町山田2564番地10

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

~~~~~

## ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営入沼地区土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営入沼地区土地改良事業（湛水防除事業）変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成11年12月21日から平成12年1月25日まで

## 3 縦覧の場所

八千代町役場、石下町役場

## ●地籍調査の成果認証

那珂郡東海村、日立市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

|              |                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称   | 那珂郡東海村、日立市                                                                                 |
| 成果の名称        | 地籍図及び地籍簿                                                                                   |
| 調査を行った地域及び期間 | 東海村大字舟石川、船場の各一部<br>平成10年11月27日から平成11年3月31日まで<br><br>日立市中深荻町の一部<br>平成10年5月26日から平成11年2月19日まで |
| 認証年月日        | 平成11年12月10日                                                                                |

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年12月20日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市津賀字谷津マイ1447番11、1446番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

行方郡麻生町新宮 7 4 5

藤 崎 栄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市高場字南下 2 3 4 5 番 1, 2 3 4 6 番 1, 2 3 4 7 番, 2 3 4 8 番 1

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市高場 2 4 7 6 番地

株式会社桂物産

代表取締役 高 橋 桂 次

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字中里字向ノ内 2 9 7 番 2, 2 9 9 番 2

2 事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩瀬町中里 2 7 4 番地の 1

茨城粘土瓦協業組合

代表理事 和久井 英 樹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村白方字百塚原 1 7 0 0 番 5 6, 同番 6 1, 1 7 0 2 番 1, 1 7 0 3 番 9, 同番 1 4, 1 7 2 2 番 7, 同番 1 2 6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方 2 3 3 番地

大 内 う め

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 1 1 年 1 2 月 2 0 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号                 | 指定年月日     | 申 請 者                     |                         | 道 路 の 位 置                                | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------------|-----------|---------------------------|-------------------------|------------------------------------------|--------------|---------------|
|                      |           | 氏 名                       | 住 所                     |                                          | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第 1 4 4 5 号 | 11. 12. 8 | 有限会社山一<br>産業代表取締役<br>山口好成 | 西茨城郡岩間町押辺<br>2709番地の275 | 西茨城郡岩間町大字吉岡字<br>大谷原89番11, 100番7, 同<br>番9 | メートル<br>6.00 | メートル<br>56.25 |

●建設協定の認可

建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 7 6 条の 3 第 3 項において準用する同法第 7 3 条第 1 項により建築協定の認可をしたので, 同法第 7 6 条の 3 第 3 項において準用する同法第 7 3 条第 2 項により次のとおり公告する。

平成 1 1 年 1 2 月 2 0 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申 請 人

大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役社長 和 田 勇

## 2 建築協定の名称

コモンシティ十王・城の丘(2)建築協定

## 3 建築協定区域の位置及び面積

茨城県多賀郡十王町城の丘二丁目3番1外

43,389.97㎡(166区画)

## 4 建築協定の内容

十王町役場において縦覧に供する。

## 5 認可年月日

平成11年12月13日

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1111 (代)